

2007年3月6日

千葉大学長 古在豊樹 殿

千葉大学ユニオン委員長 伊藤谷生

2月21日古在学長より頂いた回答について千葉大学ユニオンの見解を述べるとともに、同回答にかかわる緊急の要望を提出いたします。よろしくお取り計らい下さい。

1. 質問1に関する回答について

回答において「同意書の提出は任意であり、引き続き在職するための条件ではありません。」とされるのは当然のことではありますが、明確に表明されたことについては評価するものです。

2. 質問2に関する回答について

回答は「学内在職者が応募する場合、その時点で、教授就任に伴って任期が付されるという労働契約関係の変更にあらかじめ同意しているもの」としています。即ち、任期付に同意しない限り教授昇任ができないことを意味しています。これは、任期付きでない教授への昇任が可能であることを当然の前提として雇用された者に対する雇用条件の一方的変更であり、ユニオンとしては容認できません。今後ともこのような規程の撤廃のために行動することを表明いたします。

3. 質問3に関する回答について

「権利義務は当然継承されます」ならびに「同意書の提出は任意であることを重ねて周知するなど誤解を与えないよう配慮したい」との回答を重要な内容として確認いたします。

3にかかわって、以下の2点を緊急に申し入れます。

1. 「同意書の提出は任意であることを重ねて周知する」とあるが、その具体的内容を提示していただきたい。
2. 同意書の書式は自由なのか。もし一定の書式を準備しておられるのであれば、提示していただきたい。書式を準備している場合、「同意書の提出は任意である」のであるから、その書式の配布はあり得ないはずである。このことを確認して頂きたい。

なお、御回答内容によっては改めて団体交渉を申し入れることも考慮している旨、申し添えます。